

定者あるいは申請者は存在するか。
町長 町にはそういった資料が無いので、監督官庁である労働基準監督署に照会したところ、町内に該当者の確認はできなかった。

アスベスト関連業種で作業した方々の実態把握について。

町長 現在そのような調査等の計画は無い。今後、保健所等の指導を受けながら対応を検討したい。

アスベスト関連業種従事者の退職後の救済方法について。

町長 現行においても退職後の労災認定は可能であり、健康診断等で一定の所見が認められれば、無料で定期的に健康診断を受けることができる制度がある。それらの相談窓口は、労働基準監督署と保健所に設置されているので、積極的に活用いただくよう回覧等で周知する必要があると考えている。

〈危機管理体制について〉

防災マップの作成について。

町長 愛媛県土木部から河川、砂防、道路等の「災害危険箇所総括図」の提供を受けたので、現在、その総括図に当町の危険区域、避難場所、避難路などのデータ情報を落とし込む作業を行っており、より内容の充実した「住民向け総合防災マップ」として提供していきたいと考えている。

避難勧告等発令の地区ごとの具体的数値基準は。

町長 地域に応じた基準を定めるための検討を行っているが、本町では雨量観測地が限定されているため、地区ごとの具体的な数値基準を設定するのは難しい。現段階

での対応は、警報が発令された場合、過去の事例や関係課および消防団等の巡回による地域情報などにより、異常現象情報の報告を受けた場合は、災害対策本部が確認後、気象状況や災害状況等総合的に分析し、避難勧告等の発令をすべきか否か判断することとしている。

災害時要援護者の避難支援プランについて。

町長 現在、総務課防災担当係と保健福祉課が連携し、具体的な内容について検討するための打合せを実施している。今後の取り組みとしては、「災害時要援護者支援班」を設置し、「避難支援対象要援護者の基準」を設定している。要援護者の情報収集を行い、災害時における「避難支援プラン」を作成していくことにしている。

災害発生時の職員の配備体制について。

町長 警戒配備は総務課長および防災担当者、第一配備は概ね3分の1の職員、第二配備は概ね3分の2の職員、第三配備は全職員としており、災害の規模によって配備体制を定めている。なお、休日や夜間の場合の連絡体制は、警報または異常情報を受理した宿日直者が直ちに総務課長に通報し、総務課長が本部長（町長）の指示により職員の非常招集を行うこととしている。

地震発生時の通信手段等について。

町長 他県の先例によると、地震発生時の携帯電話の使用は、通信件数が多くなり繋がらなくなることで想定される。その対応策の一

つとして、災害時に威力を発揮する移動系無線の改善を計画している。具体的には、旧広見町と旧日吉村の周波数が異なっているため、この一体化を図るとともに、旧日吉村の未整備部分を解消するため、移動系無線の車載型および携帯型の増設を図りたいと考えており、今回、補正予算を計上した。また、道路が崩壊し孤立地域が発生した場合等は、防災ヘリコプターの応援要請を実施することになると考えている。

自主防災組織結成後の助成等について。

町長 県が「自主防災組織支援事業」として、1町当り60万円の補助事業を設置している。今回、補正予算を計上し取組みを開始する。具体的に取り組む事業としては、「組織結成のための啓発資料の作成」、「結成された組織を対象に防災資機材の貸与」などを計画している。

〈行政機構改革について〉

定員適正化計画について。

町長 国の指導により、平成17年度を初年度として平成27年までの10年間にわたる「定員適正化計画」を策定し、本年度中に公表するよう指示が来ているので、現在、素案を基に各課とのヒアリングを実施しており、12月には、策定完了の予定である。

奨励制度（退職前の号俸の上積み）について。

町長 鬼北町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則で、退職時特昇について規定しているが、平成

15年度以降は実施していない。低迷している日本経済の動向や民間企業の状況および雇用の実態等を考えると、廃止すべき事項であると考えている。

地方公務員給与は民間より平均14%高い。その格差についてどう受けとめているか。

町長 公務員が民間よりも高いという意見に対し、真摯に受け止めているところであるが、鬼北町においては、比較する企業規模が100人以上かつ事業所規模が50人以上の民間企業等が存在しないため、数値として提示することとは出来ないが、総じて、地域民間企業より高いのではないかと考えている。なお、国を100とした場合のラスパイレズ指数で見ると、平成16年度では、愛媛県が100・1、旧広見町が92・5、旧日吉村が89・6という結果になっている。

人事院勧告に基づく「国公準拠」方式となっている給与体系について、検討したことはあるか。

町長 旧広見町および旧日吉村においても、今日まで人事院勧告に準拠した給与体系を採用していたので、職員給与に関連する検討会等は設置していない。

当町の職員給与の基本的あり方について。

町長 職員給与は、仕事に対する対価であるので、生活給であると認識している。

職員の業務研修計画と内容、その実施状況について。

町長 平成16年度は、愛媛県が主催する研修に3人、県町村会が主